

## ■直接請求の要旨の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による大郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定請求を平成31年1月25日に受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により大郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定請求に係る代表者の住所、氏名および請求の要旨を次のとおり公表します。

### 【請求代表者】

宮城県黒川郡大郷町大松沢字畑14番地                      只野 茂博

### 【請求の要旨】

現在、大郷町議会の議員定数は14名であります。これから先の大郷町では職を持って居住する快適で未来に魅力を楽しむ、町の将来像に若者達と女性が先頭に立ち、満足する町政の正しいシステムを構築する上で必要なのは、行政区長のような町議会議員ではなく、公平・公正に町民の声に耳を傾け、オール大郷体制を確立し、より良い町民サービスの拡充と開かれた地方自治の観点から議員の質の向上と本気で町政と向き合い改革してくれる町議会議員を私達は望んでいます。

町民に選ばれた町民の代表者である政治家として職務を全うしていただくために町議会議員の定数を削減して当事者同士が切磋琢磨することで議員の質、能力向上が図られると思います。

大郷町は当分、人口減少時代が続きますので、決して財政環境も豊かでない現状は議員各位が一番承知しているはずと思います。

以上を踏まえて、「議員定数」の削減と若い世代が町政に対する関心と議員を志す環境を整える必要と「待遇改善」を提案し、大郷町議会議員を12名にする条例の改正を直接請求するものであります。